

令和7年5月22日(木)  
川合 孝典 議員(民主)

参・法務委員会  
対法務当局(法制部)

7問 破産者マップのような事案への対応方針について、法務当局に問う。

- 御指摘の「破産者マップ」については、破産手続開始決定等を受けた個人の氏名及び住所が、インターネット上に公開されている地図データと紐付けられる形で表示されるものと承知している。
- これに対し、本制度においては、指定法人が利用者に民事裁判情報を提供するに当たり、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう、仮名処理をすることとしており、氏名の全部や住所の一部は削除されることとなる。
- また、本制度においては、
  - ・ 指定法人が、情報提供契約に基づき、利用者に対して有償で民事裁判情報を提供することとしており、
  - ・ 主たる利用者としては、判例データベース事業者、出版社、リーガルテック事業者等を想定しているところ、不適切な利用を防止するため、情報提供契約において、訴訟関係者の権利利益を侵害するような態様で民事裁判情報を利用することを禁止する旨の定めを設けた上で、これに違反した場合には、当該利用者との間の契約を解除することで対処することが考えられる。
- こうした契約の締結に関する事項は、指定法人の業務規程に定め、法務大臣の認可を受けなければならないものとしているところであり、法務省としては、業務規程の認可等を通じ、利用者による不適切な利用の防止を図ってまいりたい。

(参考1) 破産者マップに関する答弁（令和5年12月5日参・内閣委員会  
〔官報の発行に関する法律案の審議〕における石川内閣府副大臣の答弁）  
○副大臣（石川昭政君） 大島委員にお答えいたします。

先ほども、私、破産者マップ、まだ運用中であることを確認した上でお答えしたいと思います。

個人情報保護委員会におきましては、これまで多数の累次の破産者等の個人情報を地図データとひも付ける形で表示しているウェブサイトの運営者について、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用しており、個人情報保護法第十九条に違反する事実があるということをも理由とし、同法に基づき勧告、命令、関係捜査機関への告発を行うなど強い対応等を行っているところと承知をしております。また、これらの対応を行うことと並行いたしまして、法改正や法解釈の整理、明確化も行われてきたものと承知しているところです。

個人情報保護委員会におきましては、今後とも、このような個人情報の不適正利用等の事案が発生した場合には、同法に基づき厳正に対応されるものと考えております。

(参考2) 提供契約の在り方に関する民事判決情報データベース化検討会報告書の記載（第5・3(4)イ〔31～32ページ〕）

(4) 提供の在り方について

イ 他方において、より多くの者が利活用することに伴い、対応すべきリスクの増加も想定される。利活用に供されるのは仮名処理後の民事裁判情報であり、一定の場合には事後的な措置も行われることから、適切な利活用が行われる限り、訴訟関係者の権利利益が侵害されることは想定し難いものの、例えば、提供された民事裁判情報について、他の情報との組合せによって個人を識別した上で情報が流布されたり、一部の情報だけが流布されて誤解を招いたり、不適切な改ざんがされた情報が流布されたりした場合等、不適切な利用が行われた場合には、訴訟関係者の権利利益が侵害されるおそれがある。そのため、訴訟関係者の権利利益の保護を図る観点から、一定の規律を設ける必要がある。

規律の在り方について、本検討会においては、利用者に対する直接の規律を設けることも考えられるのではないかとの指摘があった。しかしなが

ら、これに対しては、現状において判例評釈が自由に行われているように、民事裁判情報は本来自由に利活用できるものでなければならず、名誉毀損罪、信用毀損罪及び業務妨害罪のような刑事罰、個人情報保護法における不適正な利用の禁止及び利用停止の措置等並びに民事上の不法行為責任等、既存の制度に加えて利用者に対する直接の規律を新設すべきではないとの意見があった。このような意見を踏まえると、利用者に対する直接の規律を設けるよりも、情報管理機関と利用者との間の提供契約を通じて訴訟関係者の権利利益の保護を図るのが適切であると考えられる。

提供契約の在り方について、本検討会においては、利用者に民事裁判情報を提供するに当たって、目的や用途によって提供の可否を決めるようにすると、自由な利活用を阻害するおそれがあり、学問の自由や表現の自由との関係でも問題が生じるのではないかとの意見、不適切な利用に対するサンクションとしては提供契約の締結の拒絶や解除が考えられるところ、自由な利活用を阻害しないようにするという観点からは事後的な対応に重きを置くべきではないかという意見、提供契約の拒絶や解除をすることができる事由としては利活用の態様や料金の支払状況が考えられるのではないかという意見があった。

こうした意見を踏まえると、情報管理機関は、正当な理由がある場合には提供契約の締結の拒絶や解除をすることができるものとし、締結の拒絶をすることができる正当な理由は、未払料金がある場合や申込みに当たって偽りがあった場合等に限定し、解除をすることができる正当な理由については、これに加えて、利活用の態様が提供契約上の義務に違反する場合にも認めることが相当である。

契約上の義務の内容は、第一義的には情報管理機関において定めることになるところ、情報管理機関が契約上の義務を定めるに当たっては、いわゆる破産者マップのような事例等、個人情報保護法第19条によって禁止される個人情報の不適正な利用の例を参考にするなど、一次的な利用者から提供を受ける二次的な利用者を含め、民事裁判情報の不適切な利用が行われないようにすることが期待される。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかななければならない。

一 保有民事裁判情報の加工の方法に関する事項

二 仮名加工民事裁判情報の提供を内容とする契約（第十条及び第十二条において「情報提供契約」という。）の締結に関する事項

三～六 (略)

3 法務大臣は、第一項の認可をした業務規程が民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施上不相当となったと認めるときは、指定法人に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(契約の締結及び解除)

第十条 指定法人は、情報提供契約の申込者がある申込みに関し偽りその他不正の行為を行ったとき、その他法務省令で定める正当な理由があるときを除き、情報提供契約の締結を拒絶してはならない。

2 指定法人は、情報提供契約を締結した者の契約上の義務違反により契約関係を継続し難い重大な事由があると認められるとき、その他法務省令で定める正当な理由があるときを除き、情報提供契約を解除してはならない。

○ 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

(不適正な利用の禁止)

第十九条 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(利用停止等)

第三十五条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において

「利用停止等」という。)を請求することができる。

2～7 (略)

(勧告及び命令)

第百四十八条 委員会(注：個人情報保護委員会)は、個人情報取扱事業者が第十八条から第二十条まで、(中略)第三十五条(第一項、第三項及び第五項を除く。)、(中略)の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 委員会は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 委員会は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十八条から第二十条まで、(中略)の規定に違反した場合(中略)において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 委員会は、前二項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた個人情報取扱事業者等がその命令に違反したときは、その旨を公表することができる。

第百七十八条 第百四十八条第二項又は第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。